

熊本県ユニバーサルデザイン住宅基準確認申請書

(検査機関名)

殿

申請日

平成

年

月

日

民間検査機関受付印

建設地(地番)

申請者名

印

設計者名

印

工事業者名

印

私達は、第二面の申請者確認事項を了承するとともに、第二面に記載された個人情報の取り扱いについて同意の上、下記のとおり申請いたします。

なお、当該申請の内容については、図面に優先するものであり、以下の熊本県ユニバーサルデザイン住宅基準に適合していることを確認しました。

(UDの視点：すべての人に簡単、すべての人に快適、すべての人に安全、すべての人と状況に柔軟)

基準項目	基準内容	確認欄	検査機関欄
熊本県ユニバーサルデザイン住宅基準	動きやすい間取り 日常生活空間のうち、玄関、トイレ、浴室、洗面所、脱衣室、食事室、台所及び高齢者寝室は同一階に配置すること。ただし、ホームエレベーター、階段昇降機等を設置する場合又は設置を想定した構造計画がなされている場合をのぞく。		
	十分なスペースの確保 廊下幅を85cm以上とすること。ただし、木造軸組工法については、廊下幅を78cm以上とすることができる。 浴室の広さは、短辺の内法寸法140cm以上、有効面積2.5㎡以上とすること。 トイレの広さは、長辺の内法寸法130cm以上、便器の前方又は側方にスペースを50cm以上確保すること。ただし、当該スペースが、軽微な改造により確保できる場合を除く。		
姿勢の安定への配慮	便器は腰掛け式とし、立ち座りのために手すりを設置すること。		
	浴室には、浴室出入り、浴槽出入り、浴槽内での立ち座りに有効な位置に手すりを設置すること。		
	玄関の上がりかまち部分には、手すりを設置すること。		
段差のない構造	住宅内の床は、段差のない構造とすること。ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。 (1) 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を2cm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの (2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差 (4) 畳コーナーなど意識的に設けた段差で、車いすからの移動に配慮した高さ(30~45cm)としたもの (5) 浴室の出入口の段差で、2cm以下の単純段差としたもの (6) バルコニーの出入口の段差		
設備等の使いやすさ	トイレ等の照明操作部分は操作しやすく使いやすい位置(90~120cm)に配置すること。		
	コンセントの位置は使いやすい高さ(20~40cm)とすること。		
	内部建具は原則として引き戸又は折れ戸とすること。ただし、開き戸とする場合は、把手をレバーハンドル等操作しやすいものとする。		
適用地域	熊本県全域		

〔申請者の方へ〕

基準に適合する場合は確認欄に「 」を記入してください。

UDの考え方については、上記の他、「やさしさの住まいづくり(県住宅供給公社発行)」を御参考ください。

(「やさしさの住まいづくり」は、県住宅供給公社ホームページ(<http://www.kumajkk.or.jp/>)からダウンロード出来ます)

熊本県ユニバーサルデザイン住宅基準確認申請書

(第二面)

<申請者確認事項>

1 熊本県ユニバーサルデザイン住宅推進事業に係る優遇措置を受けるに際しては、熊本県ユニバーサルデザイン住宅推進事業に係る技術的基準に適合する必要があることについて承知しており、当該基準に適合していること確認しています。

2 申請をする住宅についての熊本県ユニバーサルデザイン住宅基準確認書は、当該住宅が熊本県ユニバーサルデザイン住宅推進事業の対象となる技術的基準に適合していることを証明するものであり、当該住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。

<個人情報の取扱い>

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
 検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容
 ア 住宅に係る検査を行い、熊本県ユニバーサルデザイン住宅推進事業に係る技術的基準に適合することを確認する業務(以下「基準確認業務」といいます。)
 イ その他これらに付随する業務

(2) 利用目的
 設計時の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。
 ア 検査機関が行う熊本県ユニバーサルデザイン住宅推進事業の実施のため
 イ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 ウ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2 住宅金融公庫等への個人情報の提供
 検査機関は、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客様から提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客様の同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を住宅金融公庫等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
住宅金融公庫	・基準確認業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 ・住宅金融公庫が行う融資、証券化支援事業(新築住宅)に係る債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による住宅金融公庫に関連する商品やサービスの研究・開発	熊本県ユニバーサルデザイン住宅基準確認申請書に記載された申請者等の属性(氏名等)、申請に係る住宅情報(所在地、仕様等)
申請に係る住宅について住宅金融公庫の証券化支援事業(新築住宅)に係る融資の申込みを行う金融機関	熊本県ユニバーサルデザイン住宅推進事業に係る事務	

【竣工時における提出書類】

熊本県ユニバーサルデザイン住宅を建設し、【フラット35】において金融機関の優遇措置を受ける場合には、【フラット35】における適合証明申請時に必要な書類に加え、次の書類を検査機関に提出してください。

熊本県ユニバーサルデザイン住宅基準確認申請書	1部
熊本県ユニバーサルデザイン住宅基準確認書(申請者用)	1部
熊本県ユニバーサルデザイン住宅基準確認書(金融機関用)	1部